

必要な書類を一部緩和しました!



令和7年度

杉並区アスベスト分析調査費補助事業

杉並区では、解体等工事着手前のアスベスト事前調査について、建築物の所有者の負担軽減、調査実施の促進のため、アスベスト分析調査費用の一部を補助します。

補助対象建築物	区内に所在する建築物のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの ・ 居住の用に供している、または供していた建築物であること ・ 事業用の建築物（賃貸用住宅を含む）であること
補助対象者	これから分析調査を実施する以下のいずれかの方 ・ 対象建築物を所有する個人（共同住宅の区分所有者を含む） ・ 対象建築物を所有する中小企業者 ・ 対象となる共同住宅の管理組合（共用部の調査の場合）
補助対象経費	解体等工事着手前のアスベスト事前調査時に、建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無が目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかった場合に、専門機関が実施する分析調査費用 ※ 解体等工事：解体工事、補修工事、リフォーム工事等
補助対象建材	・ 特定建築材料（アスベストが質量の0.1%を超えて含まれているもの） に該当する可能性のある全ての建材
補助内容	・ 分析費用の2分の1相当額（1,000円未満切り捨て）で最大5万円 ・ 建築物一棟につき1回限り（共同住宅の各専有部分の調査を除く） ・ 同一補助対象者につき同一年度1回限り
申請方法	所定の申請用紙に記入・押印のうえ、必要書類を添付し申請してください。 ※ <u>交付決定前に実施した分析調査は対象とはなりません。</u> ※ <u>解体等工事に着手した後の分析調査は対象とはなりません。</u> ※ <u>予算の範囲内で申請順に受付します。</u>
申請受付期間	令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月27日（金） ※ <u>予算枠に達した時点で受付を終了します。</u>
問い合わせ	杉並区環境部環境課 公害対策係 電話：03-3312-2111（代表） 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階

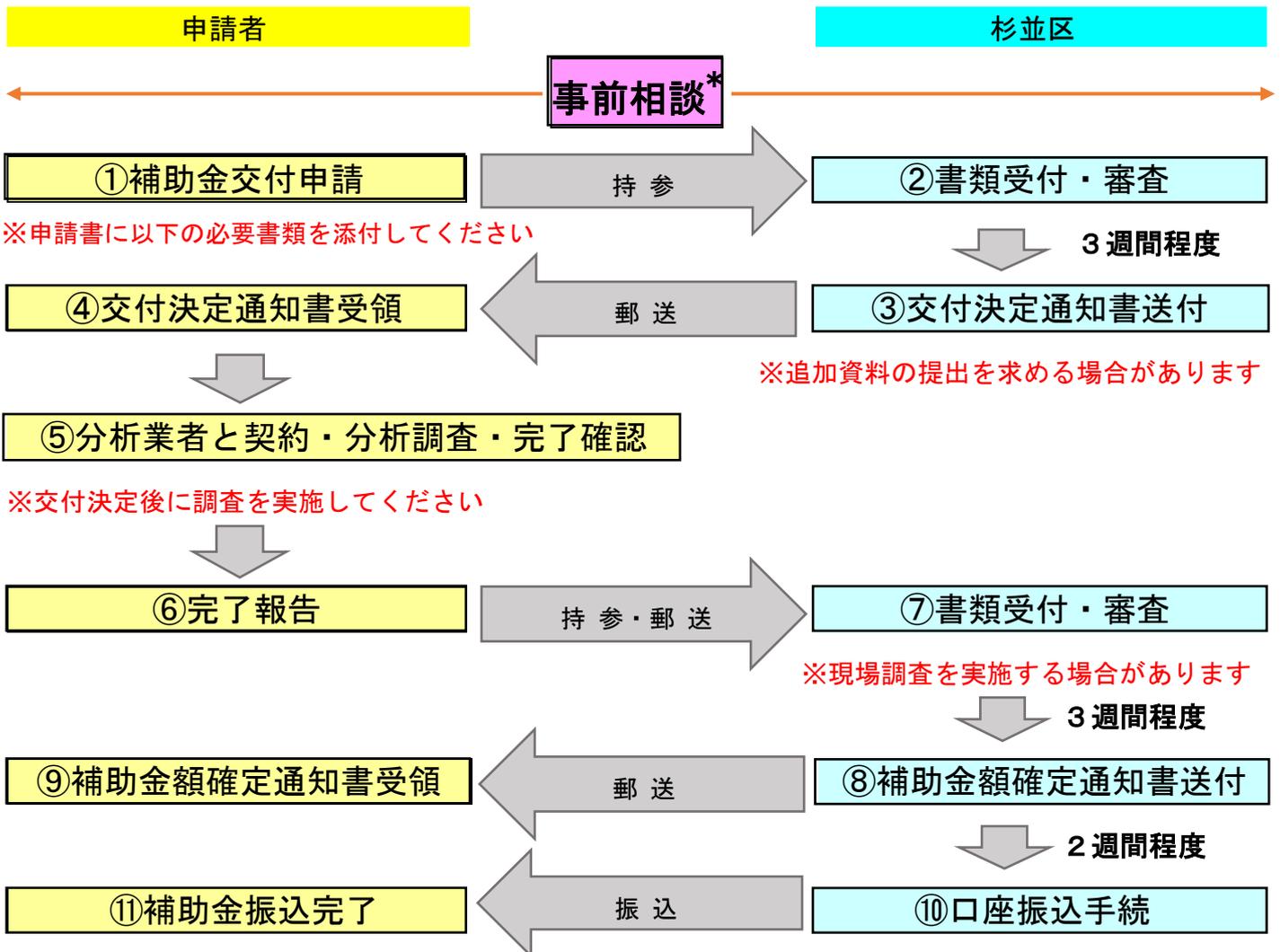
注意事項

- 申請書類は窓口に持参してください。
- 申請の状況によって審査に時間を要する場合があります。
- 申請者の都合により審査を早めることはできませんので、余裕をもって申請してください。



裏面に申請の流れ

申請から補助金交付までの流れ



*** 補助制度を利用する場合は、直接窓口に来ていただき事前相談をお願いしています。その際に事前相談票を記入していただきます。**

申請に必要な書類一覧

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 区域周辺図
- 建築物の配置図
- 平面図（分析調査実施予定箇所を明示したもの）
- 現況写真（建築物の外観及び分析調査実施予定箇所を撮影したもの）
- 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書等）
- 建築物石綿含有建材調査者の登録証等の写し
- 分析調査機関の見積書（2社以上）
- 解体等工事の着工日が確認できるもの（解体工事計画届出書等）

以下、該当する場合は必要

- 法人に係る登記事項証明書（中小企業者の場合）
- 管理組合の代表者であることを証する書類（共同住宅の場合）
- 申請者を除く共有者全員の同意書（共有名義の建築物の場合）

確認済書及び検査済証が
不要になりました！

